

平成30年度 第二次補正予算

【小規模事業者持続化補助金】のお知らせ

申請受付 第一次締切：令和元年6月28日（金）消印有効
第二次締切：令和元年7月31日（水）消印有効

小規模事業者（※）が、商工会等の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。

※小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が

製造業、サービス業のうち宿泊業・娯楽業を主たる事業とする場合は20人以下、

卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下の事業所を指します

1 対象となる経費

補助対象となる経費は、経営計画に基づいて補助事業期間中に実施する地道な販路開拓等に取り組む費用の支出に限られます。

- 例えば…
- 商品パッケージを刷新して PR 力を高めたい
 - 新規顧客獲得のためにチラシを作りたい
 - HP をリニューアルして情報発信力を高めたい
 - 新しい機械を導入して新商品開発したい

※ 交付決定前の支出は、補助対象外となるのでご留意下さい。

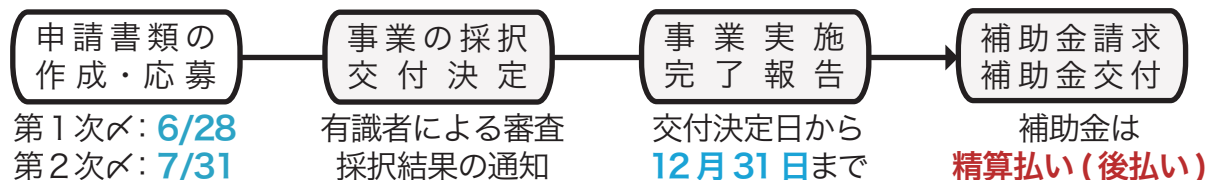


2 補助金の額

補助対象経費の2/3（ただし上限は50万円）。

※ 採択された補助金は、実施後の精算払い（後払い）になります。

3 申請から補助金交付までの流れ



交付要項など詳しい情報は商工会 HP から入手できます。

志布志市商工会

検索